

北海道青少年健全育成条例の一部を改正する条例（素案）

第1 趣旨

青少年によるインターネットの利用の状況の変化に鑑み、青少年有害情報（注1）に係るフィルタリングソフトウェア等の利用の促進を図るため、平成29年6月23日、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が公布されました。

スマートフォンの急速な普及など青少年を取り巻く環境が大きく変化する中、スマートフォンで無線LANを通じてインターネットにアクセスするときやアプリケーションを利用するときには、従来の携帯電話におけるネットワークのフィルタリングでは十分に機能しない場合があるため、改正法では、このような場合にもフィルタリングが有効となるよう青少年有害情報フィルタリング有効化措置（注2）の実施義務が新設されました。

このことを踏まえ、次のとおり北海道青少年健全育成条例（以下「条例」という。）の改正を予定しています。

第2 主な内容

1 青少年有害情報フィルタリング有効化措置の実施義務の新設等に伴う改正

（1）保護者の義務

現行の条例では、保護者の青少年有害情報フィルタリングサービス（注3）を利用しない旨及びその理由等を記載した書面の提出義務を規定しているところ、青少年有害情報フィルタリング有効化措置についても、保護者が当該措置を講ずることを希望しない旨及びその理由等を記載した書面を提出する義務を規定します。

また、保護者がこれらの書面に代えて電磁的記録を提供することも可能とします。

（2）事業者等の義務

現行の条例では、事業者（注4）の青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨及びその理由等を記載した書面を保存する義務を規定しているところ、青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨及びその理由等を記載した書面についても、事業者等（注5）が当該書面を保存する義務を規定します。

また、これらの書面に代えて電磁的記録の提供があった場合は、当該電磁的記録を保存しなければならないこととします。

（3）勧告対象行為の追加

現行の条例では、事業者が青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨及びその理由等を記載した書面を保存する義務に違反した場合、当該事業者等に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる旨を規定しているところ、事業者等が青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨及びその理由等を記載した書面等を保存する義務に違反した場合についても、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる旨を規定します。

2 その他

(1) 青少年確認義務の削除

改正法により、事業者等は、携帯電話インターネット接続役務の提供をする契約の締結又は媒介、取次ぎ若しくは代理をするに当たって、当該携帯電話端末機器等の使用者が青少年であるかどうかを確認しなければならないとされたことに鑑み、条例第30条の2第1項で規定する携帯電話端末等の使用者が青少年であるかどうかの確認義務の規定を削除します。

(2) 説明義務の削除

改正法により、事業者等が、携帯電話インターネット接続役務の提供をする契約を締結しようとする相手方が青少年である場合にあっては当該青少年に対し、その使用者が青少年であり、当該契約を締結しようとする相手方がその青少年の保護者である場合にあっては当該保護者に対し、青少年有害情報フィルタリングサービスの内容等を説明する義務が規定されたことに鑑み、条例第30条の2第2項で規定する青少年有害情報フィルタリングソフトウェア及び青少年有害情報フィルタリングサービスの内容に係る説明義務の規定を削除します。

第3 今後のスケジュール（予定）

平成30年第1回北海道議会定例会へ条例案を提案

注1 「青少年有害情報」

インターネットを利用して公衆の閲覧等に供されている情報であって青少年の健全な育成を著しく阻害するものをいう。

注2 「青少年有害情報フィルタリング有効化措置」

インターネットを利用する者の青少年有害情報の閲覧を制限するため、インターネットと接続する機能を有する機器に組み込まれたプログラムの機能を制限する措置（フィルタリングソフトウェアのインストール・設定やOSの設定等）

注3 「青少年有害情報フィルタリングサービス」

特定のサイトを一定の基準に基づき選別した上で、インターネットを利用する者の青少年有害情報の閲覧を制限するためのサービス又は青少年有害情報の閲覧を制限するためにフィルタリングソフトウェアを作動させる者に対してインターネットにより継続的に提供するサービス

注4 「事業者」

携帯電話端末等からインターネットへの接続を可能とする電気通信サービスを提供する電気通信事業者

注5 「事業者等」

事業者及び事業者の携帯電話インターネット接続役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者